

「山形県県土整備部週休2日確保工事試行要領」の改定の概要

■ 改定の概要は次のとおり

- (1) 4週8休以上の現場閉所を前提とし、予定価格の作成時から経費の補正を行う「発注者指定型」を新たに設定する。
- (2) 対象工事のうち、「発注者指定型」以外は全て「受注者希望型」として発注することとする。
- (3) 週休2日確保に取り組む工事は、「工事標示板」にその旨を明示することとする。

■ 適用

令和3年1月1日以降に発注手続きを開始（施行伺）する設計書から適用

以上